

# 「香南市小中学校 ICT 支援員派遣業務」仕様書

## 1. 委託業務名

香南市 ICT 支援員派遣業務（業務番号：学第 03062 号）

## 2. 業務の目的

小・中学校に整備した ICT 機器及び、本年度導入予定の電子黒板をさらに効果的に活用し、個々の能力に応じた学び、子どもが互いに学び合う協働的な学び及び校務の情報化を進めていくため、ICT 支援員を配置し、教員、児童・生徒へ支援等を行う。

## 3. 業務の内容

### (1) 受託者（派遣元）に関する業務について

- ① ICT支援員の派遣。
- ② 教育委員会、学校、ICT支援員との連絡調整。
- ③ ICT支援員に対する適切な指導体制の構築と指導の実施、ICT支援員の業務遂行状況の把握及び評価、監督。
- ④ ICT支援員にとって業務遂行に必要な研修の実施。
- ⑤ ICT支援員に係る学校等からの要望や苦情等への対応。
- ⑥ 上記②～⑤についての報告及び報告書等の提出。
- ⑦ ICT支援員の勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告。
- ⑧ その他教育委員会が必要と認める業務。
- ⑨ 毎月の業務終了後10日以内に、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において業務を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

### (2) ICT支援員の業務について

ICT 機器活用の支援など、学校に求められる以下の業務を行う。

#### ① 授業支援

- ・教員、児童・生徒の Chromebook、電子黒板等の ICT 機器の操作補助。
- ・授業開始前の Chromebook、電子黒板等の ICT 機器の準備、後片付け。
- ・ICT 機器等を活用した教材作成の支援。
- ・ICT の活用に関するアイデアや他校の事例紹介。
- ・事業提案に活かすために、他校に配置された ICT 支援員との情報共有。
- ・教育委員会や学校が必要と判断した場合、端末へのソフトウェア、アプリのインストール及びアップデート作業。
- ・学校から要請があった場合、特別活動（クラブ活動、部活動等）の支援。
- ・Web 会議のための準備、操作支援。

#### ② その他

- ・ICT 機器やソフトの不具合発生時の対応及び保守業者へ連絡などの対応。
- ・校内の ICT 機器（AC アダプタ等の付属品含む）の充電状況や保管状況（台数確認含む）や機器の調子や不具合の有無の確認及び、必要に応じてのメンテナンス、機器の清掃業務。また、機器の紛失・故障があった場合は、速やかに当該校の教員に報告し、教員が行う当該機器の使用者への聞き取りや使用者

への使用状況聞き取りや関係者への連絡等の支援。

- ・その他教育委員会が必要と認める業務。

#### 4. 業務従事者（ICT 支援員）の要件

- (1) 教職員や児童・生徒と関わっていく上で、適切なコミュニケーション能力を持ち合わせていること。
- (2) プライバシーの保護に努める等、人権意識の高い者。
- (3) Chromebook、電子黒板等の ICT 機器を活用する十分な知識を有すること。
- (4) 学校の教育方針を理解し、教員の求める内容に対して真摯に答えることができること。
- (5) 学校等に就労するために適切な健康診断を受診し、良好であること。
- (6) 積極的に児童・生徒と共に活動することに意欲があること。
- (7) 学校用務を支える意識を持ち、自覚と責任があること。

#### 5. 契約期間および配置時間数等

##### (1) 契約期間

契約の日から令和4年3月31日までとする。

##### (2) 配置日及び就業時間等

配置日は、令和3年9月1日から令和4年3月31日までとし、原則として月曜日から金曜日までとする。但し、香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に基づく学校休業期間中および、祝日、土曜日、日曜日は原則勤務を要しない日とする。

就業時間については、午前8時30分から午後5時までの内、6時間とする（休憩時間45分を除く）。

その他、派遣先が必要と認めた場合は配置日、就業時間、授業時間の変更について双方協議の上、変更することができるものとする。

#### 6. 業務場所（配置校）およびICT支援員数

香南市内の小中学校11校（小学校7校、中学校4校）、教育支援センター、教育委員会の内、契約時に指定する場所とする。

本契約で配置するICT支援員は3人程度とし、1人が複数の学校等を兼務する。

赤岡小学校、吉川小学校、香我美小学校、野市小学校、野市東小学校、佐古小学校、夜須小学校  
赤岡中学校、香我美中学校、野市中学校、夜須中学校  
教育支援センター「森田村塾」、香南市教育委員会

#### 7. 契約金額に含まれるもの

上記「3. 業務の内容」に加え、次の費用を含むものとする。

- (1) 福利厚生費（社会保険・雇用保険等）
- (2) 採用・育成・研修に伴う経費
- (3) スケジュールの管理等運営に伴う経費
- (4) 企画、教材、教材開発費
- (5) 労務管理費
- (6) 交通費
- (7) 消費税

## 8. 研修等の実施

### (1) ICT支援員に対する研修の実施

受託者は、ICT支援員を対象とした配置前及び配置後の定期的な研修を実施すること。

### (2) 配置校におけるICT支援員の指導・監督

受託者は、本業務の適切な実施を図るため、必要に応じてICT支援員の指導を行うこと。

### (3) 情報の収集

学校教育、特にICT機器を活用した教育の指導に関する通達等、業務遂行のため必要な情報を迅速に収集しながら、ICT支援員と学校に対してそれらに関する情報提供を行うこと。

## 9. その他

(1) ICT支援員の業務遂行中及び業務のための移動中の身体に係わる事故については、受託者の責任において一切の処理をするものとする。また、ICT支援員が加害者となった場合も受託者の責任において一切の処理をするものとする。

(2) 児童・生徒の人権擁護の観点に十分配慮するよう指導すること。

(3) ICT支援員の事故又は勤務内容、勤務態度若しくは指導能力について適格性を欠くと判断したときは、ICT支援員の変更が可能であり、その代替の確保が速やかにできること。

(4) 香南市教育委員会及び各学校が目指す教育方針に理解を示し、業務に従事すること。

(5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また自己利益のために利用することはできないものとする。

(6) 提供されるデジタルコンテンツ等が、他者の所有権や著作権を侵害することのないよう十分留意すること。

(7) 受託者が市の申出又は自らの都合によりICT支援員の変更を行うときは、新たに配置するICT支援員について、事前に香南市教育委員会と協議すること。

(8) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、香南市と受託者の双方で誠意を持って協議するものとする。